

令和2年度 基本施策評価シート

作成日 令和2年5月27日

基本施策	F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 象 図	
	市民が	互いの人権が尊重された社会で暮らしている。	
長崎市第四次総合計画[後期基本計画] 基本施策掲載ページ		166ページ ~ 167ページ	
基本施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名	福田 健太郎
関係課名	高齢者すこやか支援課、障害福祉課、子育て支援課、生涯学習課		

基本施策の評価

<p>Cb 目標を一部達成しており、目的達成に向けて概ね順調に進んでいる</p>
<p>判断理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本施策の成果指標4つのうち、100%以上の目標達成率が半数以下の1つで、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「C」とする。 個別施策の成果指標6つのうち、過半数の5つが100%以上の目標達成率となったことから「b」とする。
<p>【評価判断に至った成果・効果及び問題点・その要因】</p> <p>(1) 人権問題講演会は540人の参加となり、達成率が90.5%と目標達成には至らなかったが、終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合は93.2%で、達成率は104.7%となり、人権問題への理解を深めることができた。</p> <p>(2) 子どもに関わる関係機関の協議を定期的又は必要に応じて随時開催したことにより、子どもの現状の共有や実態把握のための必要な情報交換、いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応、関係機関の協力体制の推進が図られ、子どもにとって最も効果的で適切な支援を行うことができた。 高齢者虐待防止や成年後見制度に関する研修により、高齢者虐待に関する相談件数1,266件、成年後見制度に関する相談件数964件となり、相談の増加につながった。</p> <p>(3) 男女共同参画について理解を深める各種講座の参加者は4,419人で、達成率は106.5%となった。また、参加者の満足度(92.1%)は前年度(89.7%)より増加し、達成率は100.7%となり、男女共同参画に関する意識の醸成が図られた。</p>

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2
いやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合	24.2% (18～22年度平均) 13.3% (27～28年度平均)	↓ 目標値	24.0	(23.8) 13.3	(23.6) 13.2	(23.4) 13.1	(23.2) 13.0
		実績値	13.8	15.1	15.1	13.7	
		達成率	142.5%	86.5%	85.6%	95.4%	
社会全体でみると男女平等であると感じている市民の割合	31.8% (23～26年度平均)	↑ 目標値	32.0	32.2	32.4	32.6	32.8
		実績値	30.7	27.2	25.8	27.5	
		達成率	95.9%	84.5%	79.6%	84.4%	
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,341人 (23～26年度平均)	↑ 目標値	1,373	1,405	1,437	1,469	1,500
		実績値	1,266	1,437	1,616	1,329	
		達成率	92.2%	102.3%	112.5%	90.5%	
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	3,610人 (26年度)	↑ 目標値	3,830	3,940	4,050	4,150	4,250
		実績値	3,411	3,802	6,369	4,419	
		達成率	89.1%	96.5%	157.3%	106.5%	

※目標値と実績値がかい離しており、目標値の設定を見直さなければ指標として適切でないため、同じ設問及び選択肢とした平成27年度から平成28年度の実績値の平均を平成29年度からの基準値とし、平成30年度から毎年0.1ポイント下げ、令和2年度までに13.0%に達成するよう評価上の目標値を見直した。()内は当初設定していた目標値である。

(目標値の見直しについて)

市民意識調査の実績値を成果指標にしているが、市民意識調査の設問について、平成26年度まで「人権が侵害されたと感じた市民の割合」であったものを平成27年度から「人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合」と平易な表現に変更した。そのため、言葉の表現による心理的な影響を考慮し、目標値を高く設定したものの、実績値の増はわずかであった(平成18年度から平成22年度においては、平成27年度からの設問と同様の表現を用いており、当該期間の平均を現計画の基準値として目標値を設定した)。結果的に、現計画において目標値と実績値がかい離したため、目標値の設定を見直し、評価上の目標値を設ける必要があると考え、上記のとおり目標値を見直すこととした。

※市民意識調査は人の意識を図るものであるため、講座等への参加者が増えることで意識の醸成につながる定量的な指標として、人権啓発及び男女共同参画の講座等の参加者数を補助指標に加えた。

今後の取組方針

(1) 人権問題講演会などにおいて多くの参加者を募るため、講演会テーマに関係する周知先の新たな開拓とともに、庁内で活用できるあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行う。

(2) 親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化し、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

高齢者の成年後見制度、権利擁護に関する相談は、認知症疾患を抱えている場合が多いことから、全ての地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員との連携により、相談支援体制の充実を図る。

(3) 男女共同参画推進事業センターや男女共同参画推進事業ボランティアと連携しながら、市民のニーズにあった講演や講座の内容を検討し、男女共同参画の意識の醸成を図る。

二次評価(施策評価会議による評価)

●基本施策の評価「Cb」については、所管評価のとおり。

令和2年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-1 人権啓発を推進します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	人権について正しく理解している。	
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名	福田 健太郎

令和元年度の取組概要

- ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み
- ・市民を対象とした比較的規模の大きな人権問題講演会(500～600人程度)を1回開催するとともに、人権啓発に関する中小規模講座(50人程度)を1回開催した。
 - ・啓発紙「人権問題特集号」及び人権啓発リーフレットを作成し、配布した。
 - ・どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、令和元年9月長崎市パートナーシップ宣誓制度を施行した。
 - ・上記制度の周知及び活用、また、LGBT※の方々への理解等を求めるため、市民向け、事業者向けにガイドブックやチラシを作成し、配布した。
- ※LGBT
- 性的少数者の総称の一つ。一般的に戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされるが、これに当てはまらない方。女性に恋愛感情を抱く女性(レズビアン L)、男性に恋愛感情を抱く男性(ゲイ G)、男女両方に恋愛感情を抱く方(バイセクシュアル B)、出生時に割り当てられた性に違和感を持つ方(トランスジェンダー T)の頭文字で称される。
- ・授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じ、障害者就労施設等で製作された授産製品の販売や情報発信を行った。
 - ・障害者が制作したアート作品を展示、観賞する「障害者アート作品展」を開催した。
 - ・市立中学校の生徒(1年生)を対象に、手話通訳者等を派遣し、手話講話を実施した。
 - ・いじめについての基礎知識を学び、子どもがいじめに対して否定的な態度を形成し、いじめを解消するような行動をとれるようになることを目的とし、NPO法人子どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止こどもワークショップ」を、市内小学校10校、中学校5校、計15校で実施した。
 - ・公民館を中心に、市民を対象にした人権に関する講座、講演会、ワークショップを開催した。「長崎人権学」の講座では、「長崎の部落史を歩く」と題し崇福寺から茂里町までのフィールドワークを行った。
 - ・小中学生による人権ポスター展を開催し、入選作品およそ100点を市民会館に掲示した。また、優秀作品を人権啓発リーフレットに掲載し、市内の学校や公民館において啓発資料として活用した。
- ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)
- ・人権侵害に関する相談を受けている長崎地方法務局や長崎人権擁護委員協議会と連携し、広報ながさきや市ホームページでの相談機関の掲載やポスター掲示を行い、相談機関の周知を図った。
 - ・広報紙にアマランス相談の開催日時を毎月掲載した。
 - ・市民を対象とした講演会やイベント等の開催時に、アマランス相談の電話番号等を掲載したポケットティッシュを配布するなど、相談窓口の周知を図った。
 - ・啓発資料等にアマランス相談の電話番号等を掲載し、相談窓口の周知を図った。
 - ・子どもや家庭からの様々な相談に応じる「こども総合相談」窓口の普及を図るため、小学校1年生から中学校3年生を対象に、相談先を記載した「こども総合相談カード」を、担任の先生から趣旨が児童に伝わるよう言葉を添えて配布した。
 - ・保護者等から子育てに関する相談があった際に、相談先や子育て支援サービス等を掲載した「子育てガイドブック」を配布した。
 - ・保育所長会や新任小中学校長会、地域の民生委員協議会等を対象とした児童虐待防止研修会時に「児童虐待防止対応マニュアル」を配布した(169箇所 449部)。
- ③相談に行きやすい環境を整備する取組み
- ・地域包括支援センターの広報紙や家族介護教室等において高齢者虐待防止に係る支援制度の周知を図るとともに、支援関係者を対象とした事例検討会を開催し、高齢者虐待防止の啓発を図った。
 - ・地域包括支援センター及び支援関係者・市担当職員等を対象とした研修会の開催により支援者の資質向上を図るとともに、市民後見人受任事例検討会の開催による後見人支援および司法関係機関との連携強化を図った(地域包括支援センターに寄せられた権利擁護に関する相談件数 2,310件)。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,341人 (23～26年度平均)	↑ 目標値	1,373	1,405	1,437	1,469	1,500
		実績値	1,266	1,437	1,616	1,329	
		達成率	92.2%	102.3%	112.5%	90.5%	
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	85.0% (23～26年度平均)	↑ 目標値	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0
		実績値	96.5	97.0	85.2	93.2	
		達成率	112.2%	111.5%	96.8%	104.7%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果	5年後にめざす姿に対する効果
<p>①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会は540人の参加があり、終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合は93.2%であった。 ・人権啓発に関する中小規模講座を1回開催し、61人の参加があり、終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合は、89.5%であった。 ・啓発紙「人権問題特集号」を広報紙に折り込み市内各世帯に配布したほか、人権啓発に係る研修会や会議で幅広い市民に配布した。 配布部数 約159,800部(広報ながさき折込:157,300部、その他:約2,500部) ・人権啓発リーフレットを人権啓発に係る研修会や会議、また、不特定多数の市民が集う屋内外実施イベントで幅広い市民に配布した。(配布部数 約4,300部) ・パートナーシップ宣誓制度のガイドブック及びチラシを講演会、研修、会議など様々な機会をとらえて配布した。(配布枚数:市民向けガイドブック3,390冊、事業者向けガイドブック2,740冊、市民向けチラシ660枚、事業者向けチラシ2,280枚) ・はあと屋を訪れた来店者数は延36,218人であり、イベント販売なども実施した。 ・障害者アート作品展に516点の作品応募があり、期間中に2,126人が来場した。 ・中学校22校で手話講話を実施し、生徒が手話に接し、体現する機会を設けることができた。 ・「いじめ防止子どもワークショップ」を15回開催し、計978人の児童が参加した。 	<p>参加者のうち関心が高まった人の割合は達成率104.7%となり、終了後のアンケートで「その人らしさを受け入れようと思った。」「自分にできることを少しでもしていきたいと思う。」といった感想が多数寄せられるなど人権問題への理解を深めることができた。</p> <p>はあと屋における授産製品販売の拡大を図り、障害者の雇用促進や障害に対する理解を深めることにつなげることができた。</p> <p>来場者のアンケートでは、「どの作品も個性があふれており、力作ばかりで感動した」などの意見が多かった。開催場所を長崎市立図書館から長崎県美術館に変更した成果もあり、来場者数は前年度の約1.5倍に増加しており、障害者の社会参加や障害者への理解を深めることにつなげることができた。</p> <p>講話を受講した生徒から「市内に耳が聞こえない人が多くいることを知って手話をもっと学びたい」「手話やジェスチャーなど耳の不自由なかと話す方法がたくさんあることを知ったのでこれからは積極的にコミュニケーションをとっていきたい」などの意見があり、障害者(ろう者)に対する理解と手話への関心を得ることで、将来的に手話の普及につなげることができた。</p> <p>いじめ防止子どもワークショップに参加した児童のアンケートでは「いじめを減らすために役に立つと思った、一人で抱え込まず周りの人に相談しようと思った、相談にのることが大切」といった声が寄せられ、いじめについての理解を深めることができた。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・大型公民館等で開催した人権啓発研修会に、574人が参加した。 ・3校(銭座小・坂本小・江平中)合同人権集会に、111人が参加した。 ・長崎人権学では、講座の内容にフィールドワークを取り入れ、実際に自分の目で見て感じる事ができる機会を提供し、延43人が参加した。 	<p>公民館での人権研修会は、参加者のアンケート等から人権についての意識の高まりが感じられ、正しく人権を学ぶ機会が保障されている。</p>
<p>②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎地方法務局内の人権相談窓口の周知ポスターを地域センターに掲示し周知を図った。 ・アマランス相談については、市民を対象とした講演会やイベント等の開催時に、相談先を記載したポケットティッシュ約2,600個を配布した。 <p>相談件数(平成30年度:1,358件 → 令和元年度:1,416件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合相談については、様々な取組みや会議等の機会を利用して、相談先の周知や意識の啓発を図ったことにより、保育所や警察等の関係機関からの相談が増加した。 <p>新規の相談受理件数 (平成30年度:1,534件 → 令和元年度:1,820件)</p>	<p>地域住民の目に留まりやすい地域センターにポスターを掲示することで、市民の相談先の認知につながった。アマランス相談では、ドメスティック・バイオレンス(DV)及びセクシュアル・ハラスメント等の様々な悩みごとの相談を受け、解決に向けての手助けを行うことができた。また、他の相談機関と連携を図ることで、様々な悩みごとを抱える市民の支援につながった。</p> <p>社会全体で子どもを守るという意識が高まり、児童虐待に至る前の段階で問題を早期に発見し、支援を行うことにより児童虐待の予防につながった。</p>
<p>③相談に行きやすい環境を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待について、市民に対しては地域包括支援センターの広報紙や家族介護教室において周知を図るとともに、支援関係者に対しては事例検討会を2回開催し、計64人が参加した。 ・成年後見制度については、市民後見人候補者養成研修を1回、市民後見人受任事例検討会を2回、支援従事者対象の申立手続き研修会を1回開催し、計180人が参加した。 	<p>高齢者の権利擁護等について、市民への啓発と支援関係者の対応力向上を図ることができた。</p>

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点	問題点の要因
<p>①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演会や研修会の参加者数の達成率は、90.5%であり、前年度の112.5%と比べ減少した。 <ul style="list-style-type: none"> ・はあと屋を訪れた延来店者数は、前年度に比べ約4%減少した。 ・手話講座を受講しても、一時的な関心等となりやすい。 ・人権教育に関する講座について「人権」が難しいものにとらえられやすく、参加者が固定化する傾向にある。 	<p>周知先として、講演会テーマに関連する団体をターゲットとしたが、さらなる周知先の掘り起こしが不十分である。また、庁内で利用できる広報媒体として、各地域センターが独自に発行する情報紙への掲載を逸するなど、周知の方法として不足する部分があった。</p> <p>一般市民へのはあと屋の周知や魅力ある商品のアピールが不足している。</p> <p>手話に接する機会が、1回の手話講座だけでは不足している。</p> <p>人権の課題に対し、当事者意識をもってもらうためには、個人の経験や体験に基づく「あたりまえ」の意識が大きいかかわるため、お互いの想いを共有させる場やワークショップを活用した講座が十分にできていない状況にある。</p>
<p>②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合相談窓口の周知を図っているものの、子ども自身からの相談件数は少ない(令和元年度:6人)。 	<p>子どもは保護者や親しい友達、学校の先生など身近な人に相談することが多く、市役所等の公的機関には相談しにくい状況にある。</p>
<p>③相談に行きやすい環境を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を知らない高齢者が多い。(第7期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「制度を知らない」と回答した人の割合30.9%) 	<p>高齢者に対して成年後見制度そのものや相談窓口についての周知が十分でない。</p>

今後の取組方針

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会などにおいて、多くの参加者を募るため、講演会テーマに関係する周知先の新たな開拓とともに、庁内で活用できるあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行う。また、アンケート結果において、ポスターやチラシを見て講演会を知った人が多かったことから、今後もそれらを活用し、様々な関係団体へ積極的に周知する。
- ・障害者アート作品展は、より多くの来場者を集めるため、引き続き周知時期や周知方法を工夫する。
- ・はあと屋における授産製品販売など、市民が障害に対する関心と理解を高められる機会の拡大を図る。
- ・手話講座を受講した生徒が将来的にも関心を維持しつづけるよう、学校外も含めて手話に関する周知や講座等の手話に接する機会を設ける。
- ・いじめについては、特に小学校高学年児童を中心に、今後も引き続き、NPO法人 子どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止子どもワークショップ」を開催し、いじめについての理解を深めてもらう。
- ・講座を実施する場合は、実際に起こっている人権課題をより身近に感じることができるよう視聴覚教材を活用することや具体的な人権課題についての講師の情報を集約するなど、市民にとって身近でわかりやすい人権啓発を推進していく。また、市民が参加しやすい時期や場所を選んだり、周知の方法を工夫したりすることで、当事者意識をもって人権課題の解決に向かうことができる人権教育を推進する。

②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・アマランス相談については、関係機関へのリーフレット等への相談窓口掲載依頼を行い、引き続き相談窓口の周知を図る。
- ・「こども総合相談」については、子どもが安心して相談できるよう学校等の関係機関と更なる連携協力を図り、相談先を周知するだけでなく、子どもが安心して相談できる場所であることなど、子どもへの周知方法をさらに工夫する。

③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・引き続き、各地域包括支援センターが発行する広報紙や、研修会等あらゆる機会を通じて、市民に啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携することにより、支援が必要な案件の早期発見・解決に向け相談支援機能を高める。

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成30年度	令和元年度
1	(事業名) 人権啓発活動費 【人権男女共同参画室】 (事業目的) 市民の人権意識の高揚を図る。 (事業概要) 人権に関する講演会等の開催や啓発資料を配布する。	実施年度	継続	
		成果指標	人権問題講演会で人権について理解が深まった人の割合	
		目標値	88.0 %	89.0 %
		実績値	85.2 %	93.2 %
		達成率	96.8 %	104.7 %
		決算(見込)額	2,127,602 円	2,284,066 円
		成果指標及び目標値の説明	人権問題講演会終了後に毎回実施するアンケートにより把握する「人権について理解が深まった人の割合」を成果指標とした。 人権問題への関心は深まったと回答した人の割合が、直近値85.0%(平成23～26年度平均)から毎年度1ポイント増とし、令和2年度までに90.0%にすることを目標とする。	
取組実績、成果・課題等	(取組実績) ・人権問題講演会の開催 参加者数:755人 ・中小規模講座の開催 参加者数:21人 ・啓発資料などの作成 人権問題特集号(広報紙) 162,300部作成 配布部数 約162,300部(広報ながさき折込:158,300部、研修会等配布:約4,000部) リーフレット:5,000部作成 配布部数:約5,000部 (成果・課題等) 人権問題講演会について、周知期間を十分にとり関係団体に周知を図った結果、参加者は755人と大幅に増加した。成果指標とした人権問題への関心が深まった人の割合は85.2%と目標値には達していないが、高い割合となっており、人権問題の理解につながったと考える。目標達成に至らなかったのは、主催者側の伝えたい趣旨と、参加者がこういう話を聞きたかったというような「ニーズ」の間にズレが生じているといえ、参加者への講演の趣旨の伝え方の工夫の調整や、効果的に講演の趣旨が伝えられるようにするための講師との事前打ち合わせが十分ではなかったと考える。 今後も、市教育委員会や講演のテーマに関わりのある関係機関と連携した取組みを進めるとともに、参加者増に向け講師及びテーマの多角的な視点での検討や、講座の趣旨を参加者に分かり易く伝えるための工夫を講師と連携して行いながら、啓発に努める。	(取組実績) ・人権問題講演会の開催 参加者数:540人 ・中小規模講座の開催 参加者数:61人 ・啓発資料などの作成 人権問題特集号(広報紙) 159,800部作成 配布部数 約159,800部(広報ながさき折込:157,300部、研修会等配布:約2,500部) リーフレット:5,000部作成 配布部数:約4,300部 (成果・課題等) 人権問題講演会について、成果指標である人権問題への関心が高まった人の割合は前年度よりも8ポイント増加し、93.2%と目標を達成した。講演会テーマに関連する団体を中心に周知を行い、講演内容と参加者ニーズの合致を図ったためと考える。 その他各種講座、研修も含めた参加者総数は、前年度より287人減、達成率90.5%と目標に達しなかった。 講演会テーマに関連する団体を周知先のターゲットとするなど工夫したものの、さらなる周知先の掘り起こしが不十分であったこと、利用できる広報媒体への掲載を逸するなど、周知方法の不足が考えられる。 今後も引き続き、市教育委員会や講演のテーマに関わりのある関係機関と連携した取組みを進めるとともに、参加者増に向け講演会テーマに係る周知先の新たな開拓や活用できるあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行いながら、様々な関係団体へ積極的に周知していく。		

令和2年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-2 人権侵害の被害から市民を守ります					
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 象 図				
	市民が	人権侵害の被害から守られている。				
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名	福田 健太郎			

令和元年度 of 取組概要

- ①被害を未然に防止するための取組み
- ・いじめ等の防止等に関する機関や団体との連携を図るため、「長崎市子どもを守る連絡協議会」を開催した。
 - ・要保護児童等の適切な保護や支援を図るため、「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会)」を開催した。
 - ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し関係機関と連携を図った。また、虐待防止や成年後見制度に関する研修会の開催や、地域包括支援センターの広報誌・家族介護教室等において啓発に努めた。
- ②相談体制を整備する取組み
- ・アマランス相談については、年末年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を行った。
- ③相談後の対応と被害者への支援
- ・成年後見制度に関する相談を受け、必要な支援を行った。また、成年後見制度利用支援事業について、成年後見制度の市長申立てに関する相談を受け、市長申立てに向けた調査及び手続き等を行った。【F2-3へ再掲】
 - ・高齢者虐待相談を受け、状況把握と事実確認をし、継続的に個別支援を行った。
 - ・障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、障害者虐待防止に関しての通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。
- ④支援者の資質向上に関する取組み
- ・支援者が国や県等が開催する各種研修・会議等に参加した。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指 標 名	基準値 (時期)	区 分	H28	H29	H30	R元	R2
児童虐待相談で改善した割合	76.6% (22~26年度の改善率)	↑ 目標値	78.2	79.9	81.6	83.3	85.0
		実績値	77.0	80.4	85.9	87.9	
		達成率	98.5%	100.6%	105.3%	105.5%	
成年後見制度相談件数	787件 (24~26年度平均)	↑ 目標値	805	820	835	850	865
		実績値	825	893	902	967	
		達成率	102.5%	108.9%	108.0%	113.8%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果	5年後にめざす姿に対する効果
<p>①被害を未然に防止するための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる関係機関の協議を定期的又は必要に応じて随時開催した。 <p>【開催数】・子どもを守る連絡協議会:1回(R2.1.29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子支援ネットワーク地域協議会 代表者会議:1回(R元.8.23) 実務者会議:11回 個別ケース会議:454回 <p>・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催</p> <p>・虐待防止および成年後見制度に関する研修会の開催</p> <p>【相談件数内訳】</p> <p>高齢者虐待に関する相談件数1,266件、高齢者の成年後見制度に関する相談964件</p>	<p>子どもに関わる関係機関が互いの役割を理解し連携協力することで、子どもの現状の共有や実態把握のための必要な情報交換、いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応、関係機関の協力体制の推進が図られ、子どもにとって最も効果的で適切な支援を行うことができた。</p> <p>地域ネットワークが機能し、地域関係者との連携が強化された。</p> <p>高齢者虐待や成年後見に関する相談の増加につながった。</p>
<p>②相談体制を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマランス相談においては、年未年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を行っており、ドメスティック・バイオレンス(DV)及びセクシュアル・ハラスメント等の様々な悩みごとの相談を1,416件受け付けた。 <p>【相談件数内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 1,168件 法律相談 212件 心の健康相談 36件 	<p>アマランス相談では、相談を受け、解決に向けての手助けを行うとともに、他の相談機関と連携を図ることで、様々な悩みごとを抱える市民の支援につながった。</p>
<p>③相談後の対応と被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談を受け、申立を含む必要な支援につながった。【F2-3へ再掲】 ・高齢者虐待防止ネットワークの関係機関と情報を共有し、地域ケア会議による高齢者の安全確保や支援を継続することで、虐待の防止及び早期発見につながった。 ・成年後見制度利用支援事業では、市長申立てに関する障害者からの相談3件、高齢者からの相談18件を受け付け必要な支援を行った。 ・障害者虐待防止センターでは、虐待防止に関する通報・相談12件を受け事実確認を行い、個別のケースに応じた支援、対応をすることで、虐待の防止及び早期発見につながった。 	<p>虐待防止や成年後見制度を必要とするかたの相談が増え、早期発見と発見後の迅速な対応が可能となってきた。</p> <p>市長申立ての相談対応を行い、障害者や高齢者の人権侵害被害を未然に防ぐことができた。</p> <p>障害者虐待防止センターは24時間体制で開設しており、人権侵害被害の防止、早期発見体制が整っている。</p>
<p>④支援者の資質向上に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者が国や県等が開催する各種研修・会議等に参加した。 	<p>国や県の情報収集や、他の相談機関やNPO法人などの関係機関との情報交換ができ、支援者としての資質向上が図られた。</p>

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点	問題点の要因
<p>①被害を未然に防止するための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児不安や保護者自身の心身の健康及び経済的な問題など養育環境に問題がある複雑複合的な相談で対応に時間を要するケースが増加している。 ・高齢者虐待や成年後見制度に関する相談は、認知症高齢者が多く、相談内容が複雑化している。 	<p>核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会状況を背景に、孤立した環境で育児を行う保護者が増えている。</p> <p>市民や関係者の認識が十分でなく、支援を必要とするかたの把握や早期対応につながっていないため。</p>
<p>②相談体制を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマランス相談の一般相談に関しては、年末年始以外は毎日相談を行うなど、現行の相談体制については問題ないが、緊急時の相談者及び相談員の安全確保について、さらに環境を改善する余地がある。 	<p>DV相談など、相談者及び相談員の安全確保が必要な相談があるため。</p>
<p>③相談後の対応と被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題が深刻化するまで支援につながらない傾向がある。 ・成年後見制度について周知を図っているものの、十分とは言えず、障害者へ広く浸透していない。 	<p>核家族化や認知症高齢者の増加。</p> <p>障害者相談支援事業所等との連携が十分ではないため。</p>

今後の取組方針

<p>①被害を未然に防止するための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化し、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の関係機関との連携強化や研修により、引き続き高齢者虐待の防止及び早期発見に努める。
<p>②相談体制を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマランス相談については、相談者及び相談員の安全確保の体制などについて、他都市の状況を調査し検討を行いながら、引き続き相談業務を実施する。
<p>③相談後の対応と被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の成年後見制度、権利擁護に関する相談は、認知症疾患を抱えている場合が多いことから、全ての地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員との連携により、相談支援体制の充実を図る。【F2-3へ再掲】 ・障害者相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、成年後見制度を広く周知する。 ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の防止及び早期発見に努める。
<p>④支援者の資質向上に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・複雑化する相談に対応できるよう、支援者の資質向上のための研修に参加し、専門的な知識・技術のスキルアップを図るとともに、他の相談機関との情報交換や連携を図り相談体制を整える。

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成30年度	令和元年度
1	(事業名) 男女生活相談費 【人権男女共同参画室】 (事業目的) 家庭や職場等における性別による差別的取扱い、DV、セクシュアル・ハラスメント等の人権被害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないよう支援する。 (事業概要) 女性相談員による一般相談の他、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を行う。	実施年度	継続	
		成果指標	男女平等になっていると答えた人の割合	
		目標値	32.4 %	32.6 %
		実績値	25.8 %	27.5 %
		達成率	79.6 %	84.4 %
		決算(見込)額	8,031,342 円	8,376,337 円
		成果指標及び目標値の説明	市民意識調査において、社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合を成果指標とした。 基準値31.8%(平成23~26年度平均)から毎年度0.2ポイント増とし、令和2年度までに32.8%となることを目標とする。	
取組実績、成果・課題等	(取組実績) 一般相談 1,115件 うち女性への暴力 121件 セクシュアルハラスメント 5件 (成果・課題等) 広報紙や市ホームページ及び他の相談機関のリーフレット等への相談窓口掲載、講座等開催時における啓発グッズの配布など、相談窓口の周知を図った。 相談内容が多様化・複雑化してきているため、相談員を各種研修会、会議等に積極的に参加させることで、相談者への的確な支援や情報提供ができるよう、引き続き相談員の質の向上を図る。 また、複合的な相談について速やかに支援ができるよう他の相談機関との連携を図る。	(取組実績) 一般相談 1,168件 うち女性への暴力 99件 セクシュアルハラスメント 8件 (成果・課題等) 広報紙や市ホームページ及び他の相談機関のリーフレット等への相談窓口掲載、講座等開催時における啓発グッズの配布など、相談窓口の周知を図った。 相談内容が多様化・複雑化してきているため、相談員を各種研修会、会議等に積極的に参加させることで、相談者への的確な支援や情報提供ができるよう、引き続き相談員の質の向上を図る。 また、複合的な相談について速やかに支援ができるよう他の相談機関との連携を図る。		

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成30年度	令和元年度
2	<p>(事業名) 児童虐待防止対策費</p> <p>【子育て支援課】</p> <p>(事業目的) 保育所、学校等の児童に係る関係機関及び市民の児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の発生防止、早期発見・解決に努める。</p> <p>(事業概要) ・児童虐待通報及び相談への対応 ・親子支援ネットワーク地域協議会の開催 ・児童虐待防止研修会の開催 ・携帯メールの相談の実施 ・親子の心の相談の実施</p>	実施年度	継続	
		成果指標	児童虐待相談で改善した割合	
		目標値	81.6 %	83.3 %
		実績値	85.9 %	87.9 %
		達成率	105.3 %	105.5 %
		決算(見込)額	12,288,286 円	11,603,329 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により改善したもの、早期解決のためにより適切な専門機関などへ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした。</p> <p>処遇困難なケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増とし、令和2年度までに85%となることを目標とする。</p>	<p>虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により改善したもの、早期解決のためにより適切な専門機関などへ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした。</p> <p>処遇困難なケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増とし、令和2年度までに85%となることを目標としており、令和元年度は83.3%とした。</p>
		取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績)</p> <p>○児童虐待通報及び相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する相談 実対応件数 184件(9.5%増) (うち新規 104件(2.0%増) (うち虐待通告 16件(40.7%減)) 延対応件数 4,908件 支援終了件数 158件(17.0%増) ・養護・その他 1,098件(13.7%増) (虐待に至るリスクのある相談) <p>○親子支援ネットワーク地域協議会 ・個別ケース会議 会議開催 426回(45.9%増) 出席者 関係機関 3,839人出席</p> <p>○児童虐待防止研修会 ・7回 446人参加</p> <p>※関係機関の会議等で児童の見守り依頼や情報提供を依頼</p> <p>○携帯メール相談件数 35件</p> <p>○親子の心の相談件数 20回</p>	<p>(取組実績)</p> <p>○児童虐待通報及び相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する相談 実対応件数 240件(30.4%増) (うち新規 182件(75.0%増) (うち虐待通告 28件(75.0%増)) 延対応件数 7,180件 支援終了件数 211件(33.5%増) ・養護・その他 1,332件(21.3%増) (虐待に至るリスクのある相談) <p>○親子支援ネットワーク地域協議会 ・個別ケース会議 会議開催 454回(6.6%増) 出席者 関係機関 3,858人出席</p> <p>○児童虐待防止研修会 ・12回 490人参加</p> <p>※関係機関の会議等で児童の見守り依頼や情報提供を依頼</p> <p>○携帯メール相談件数 28件</p> <p>○親子の心の相談件数 17回</p>
		(成果・課題等)	<p>新規受理件数及び実対応件数及び延対応件数とも前年度と比較すると増加している。これは虐待を未然に防ぐためにリスクの高い家庭の支援を行っていることや、子どもの背景にある問題が複雑また複合的なものが多くなっていることが要因と思われる。このことを裏付けているのが要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議開催数増である。虐待以外にも関係機関との連携や情報共有が必要な対応困難な相談が増加しているものと考えられる。</p> <p>今後も対応困難なケースの継続支援や関係機関との連携を強化し、きめ細かい支援に努めていく。</p>	<p>(成果・課題等)</p> <p>新規受理件数及び実対応件数及び延対応件数とも前年度と比較すると増加している。これは虐待を未然に防ぐためにリスクの高い家庭の支援を行っていることや、子どもの背景にある問題が複雑また複合的なものが多くなっていることが要因と思われる。このことを裏付けているのが要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議開催数増である。虐待以外にも関係機関との連携や情報共有が必要な対応困難な相談が増加しているものと考えられる。</p> <p>今後も対応困難なケースの継続支援や関係機関との連携を強化し、きめ細かい支援に努めていく。</p>

令和2年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。	
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名	福田 健太郎

令和元年度の取組概要

- ①男女共同参画について理解を深める取組み
- ・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画への理解を深める各種講座を81回開催した。
 - ・長崎市パートナーシップ推進週間(10月1日～7日)にあわせ、10月5日、6日にアマランスフェスタを開催した。
 - ・男女共同参画推進事業ボランティアと協働し、男女共同参画に関する講座の企画・実施や、啓発紙の編集作業を行った。
 - ・男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」を作成した。
 - ・女子児童・生徒及び保護者を対象とした、内閣府の理工系女性人材育成事業「Let's be a STEM Girl!!～地域から未来の理工系女子を～」を長崎市で開催した。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み
- ・市内中学校(19校)及び高等学校(6校)で、デートDV防止授業(派遣講座:計25回)を実施した。
 - ・男女共同参画推進センターの主催講座で、DV根絶のための連続講座を開催した。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指 標 名	基準値 (時期)	区 分	H28	H29	H30	R元	R2
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	3,610人 (26年度)	↑ 目標値	3,830	3,940	4,050	4,150	4,250
		実績値	3,411	3,802	6,369	4,419	
		達成率	89.1%	96.5%	157.3%	106.5%	
男女共同参画推進センター主催講座の参加者の満足度	88.9% (26年度)	↑ 目標値	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
		実績値	90.8	91.5	89.7	92.1	
		達成率	100.9%	101.1%	98.6%	100.7%	

評価(成果と効果)

取組みによる成果	5年後にめざす姿に対する効果
<p>①男女共同参画について理解を深める取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターの主催講座の受講者の満足度(92.1%)が、前年度(89.7%)より2.4ポイント増加した。 ・アマランスフェスタの基調講演参加者数(223人)が、前年度(120人)より103人増加した。 ・内閣府との共催事業の、理工系女性人材育成事業「Let's be a STEM Girl!!～地域から未来の理工系女子を～」の開催に際し、市内の小・中・高等学校や近隣市町へ周知を図り、54人の参加があった。 	<p>受講者の満足度が増加しており、男女共同参画に関する意識の醸成が図られている。</p> <p>参加者数が増加しており、より多くの人に男女共同参画に関する学習の場を提供している。</p> <p>進路検討段階にある女子児童・生徒が理工系分野に興味を持つ機会を確保できたことで、将来の女性研究者等の活躍推進につながっている。</p>
<p>②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止授業(派遣講座)実施校が3校増えた(H30:22校→R元:25校)。 	<p>実施校が増加しており、若年層からのDV予防意識の醸成が図られている。</p>

評価(問題点とその要因)

5年後にめざす姿に対する問題点	問題点の要因
①男女共同参画について理解を深める取組み ・男女共同参画推進センター主催講座の参加者が、目標値は達成しているものの、前年度より1,950人減少した。	平成30年度は、高等学校でのデートDV防止授業開催を働きかけ、あらたに4校で1,997人が受講したが、そのうち2校(1,607人)は全学年が受講していたため、令和元年度の開催につながらなかった。
②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み ・デートDV防止授業(派遣講座)の実施校は増えているものの、市内中学校の約半数の実施にとどまっている。	校長会で呼びかけを行っているが、学校の授業時間に余裕がなく、様々な講座依頼があるなか、各学校内で優先順位を判断し実施を決定することとなるため、各学校の状況により実施できないところがある。

今後の取組方針

①男女共同参画について理解を深める取組み ・多くの人に男女共同参画推進に関する講座を受講してもらえるよう、様々な広報媒体や関係団体への働きかけを行い、今後も積極的に周知を図る。 ・男女共同参画推進センターの主催講座の参加者数を特定年度に偏らせないため、デートDV防止授業については、より多くの若年層が受講することを目標に進めながら、毎年1学年ごとに実施するよう学校に働きかけを行うなど、各学校での継続した実施を行い、中学校3年間で受講していない生徒を出さないよう、受講者の平準化を図る。
②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み ・デートDV防止授業(派遣講座)については、教育委員会、学校、NPO法人などの関係機関と協力して、市内の中学校に対して、講話やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、中学校3年間で1回は受講することを目標に、引き続き全中学校での実施を呼びかける。

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成30年度	令和元年度	
1	(事業名) 啓発広報費 【人権男女共同参画室】 (事業目的) 市民の男女共同参画の意識の醸成を図る。 (事業概要) 男女がお互いを尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための取組みを行う。	実施年度	継続		
		成果指標	アマランスフェスタの基調講演参加者数		
		目標値	190.0 人	210.0 人	
		実績値	120.0 人	223.0 人	
		達成率	63.2 %	106.2 %	
		決算(見込)額	1,784,857 円	2,012,375 円	
		成果指標及び目標値の説明	広く市民に男女共同参画の啓発を図るため、年1回開催しているアマランスフェスタの基調講演参加者数を成果指標とした。 基準値(平成27年度参加者数:133人)から、平成28年度以降、毎年度約20人増を目指し、令和2年度までに参加者230人にすることを目標とする。		
		取組実績、成果・課題等	(取組実績) ・アマランスフェスタの開催 参加者数:120人(うち男性:18人) ※台風25号の接近より基調講演以外の10月6日のイベントを中止した。 ・啓発資料の作成 男女共同参画推進特集号(広報紙):162,300部 (成果・課題等) アマランスフェスタの基調講演の参加者は前年度より増加したものの、目標値には達していないため、様々な広報媒体を積極的に活用し広報活動を行うとともに、講演テーマに関係する団体や男女共同参画団体等への働きかけを行うなど、参加者の増加に努めていく。 また、今後も、男女共同参画推進センターや男女共同参画推進事業ボランティアと連携しながら、市民のニーズにあった講演テーマや講師を検討し、男女共同参画の意識の醸成を図る。	(取組実績) ・アマランスフェスタの開催 参加者数:861人(うち男性:156人) ・啓発資料の作成 男女共同参画推進特集号(広報紙):162,800部 (成果・課題等) アマランスフェスタの基調講演参加者数が前年度より増加し、目標値を達成しており、男女共同参画に関する意識の醸成が図られている。 また、今後も、男女共同参画推進センターや男女共同参画推進事業ボランティアと連携しながら、市民のニーズにあった講演テーマや講師を検討し、男女共同参画の意識の醸成を図る。	